

平成24年（行タ）第31号訴訟参加申立事件（基本事件：平成21年（行コ）第261号公金支出差止等請求住民訴訟控訴事件）

決 定

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 申立の趣旨及び理由

申立人らは、「被申立人を基本事件（以下「本件訴訟」という。）に参加させる。」との決定を求め、要旨、以下のとおりその理由を主張した。

(1) 後記多目的ダム「ハッ場ダム」（以下「本件ダム」という。）の建設によって群馬県が「著しい利益」を受けるかどうかは、利根川水系河川整備計画を策定中の河川管理者である被申立人を訴訟手続に参加させ、同整備計画の内容につき主張・立証を促した上で、これに対する申立人らの反論及び反証の機会を保障することによって判断されるべきであり、被申立人の訴訟参加は、適切な審理を遂げる上で必要不可欠である。

(2) 特に、基本高水のピーク流量として、八斗島地点毎秒2万2000m<sup>3</sup>が全くの仮想計算で根拠を欠くものであり、八斗島地点毎秒1万6600m<sup>3</sup>が最大限であるという申立人らの主張が検証されなければならない。

また、前記ピーク流量に基づく被申立人の本件ダムの洪水調整便益計算も誤りであるところ、本件ダムの建設計画を策定したのも被申立人であるから、両計画の策定責任者である被申立人を直接訴訟に参加させる必要がある。

(3) 被控訴人らは、独自に認否も反論もできず、単に被申立人の説明を引用し、その資料をそのまま提出するに過ぎないから、上記各計画の内容の適否を的確に判断するためには、被申立人を本件訴訟に参加させる必要がある。

よって、地方自治法242条の2、行政事件訴訟法43条、41条、23条に

基づき、本件申立てをする。

## 2 当裁判所の判断

(1) 本件訴訟は、群馬県の住民である控訴人らが、国（国土交通省）を事業主体として、利根川水系吾妻川（群馬県長野原町）に建設される多目的ダム「八ッ場ダム」（本件ダム）につき、本件ダムの建設は、利水上及び治水上の必要性がなく、建設予定地は、その基礎地盤に地すべり等の危険性がある不適切な場所であり、また、周囲の自然環境も破壊する違法な事業であるなどと主張して、地方自治法242条の2に基づく住民訴訟として、被控訴人群馬県企業管理者に対し、①本件ダム建設事業に関する負担金についての支出負担行為及び支出命令の差止め及び②本件ダム使用権設定申請を取り下げる権利の行使を怠ることの違法確認を、被控訴人群馬県知事に対し、③被控訴人知事が行う本件ダム建設事業に関する負担金の支出を補助するため、一般会計から水道事業特別会計に対する繰出金の支出の差止め及び④本件ダム建設事業に関する支出を行った過去又は現在の群馬県企業管理者又は群馬県知事らに対し、損害賠償請求の義務付けをそれぞれ求める事案である。

(2) 行政事件訴訟法23条に基づく行政庁の訴訟参加の必要性は、その参加により適正な審理・裁判に資するか否か、すなわち、当該行政庁が訴訟参加することにより、有益な資料や知識・経験を提供し得るかという観点から判断されるべきところ、被控訴人らの主張・立証活動に照らすと、本件訴訟の争点を判断するについて、さらに被申立人を訴訟参加させ、独自の立場から主張・立証をさせるまでの必要性は認められず、他に、被申立人を参加させるべき事情も認められない。

よって、申立人らの本件申立は理由がないからこれを却下することとして、主文のとおり決定する。

平成25年8月28日

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 瀧 澤 泉

裁判官 三 代 川 俊 一 郎

裁判官 寺 本 昌 広

